

令和 3 年 7 月 29 日

電子処方箋の仕組みの構築について

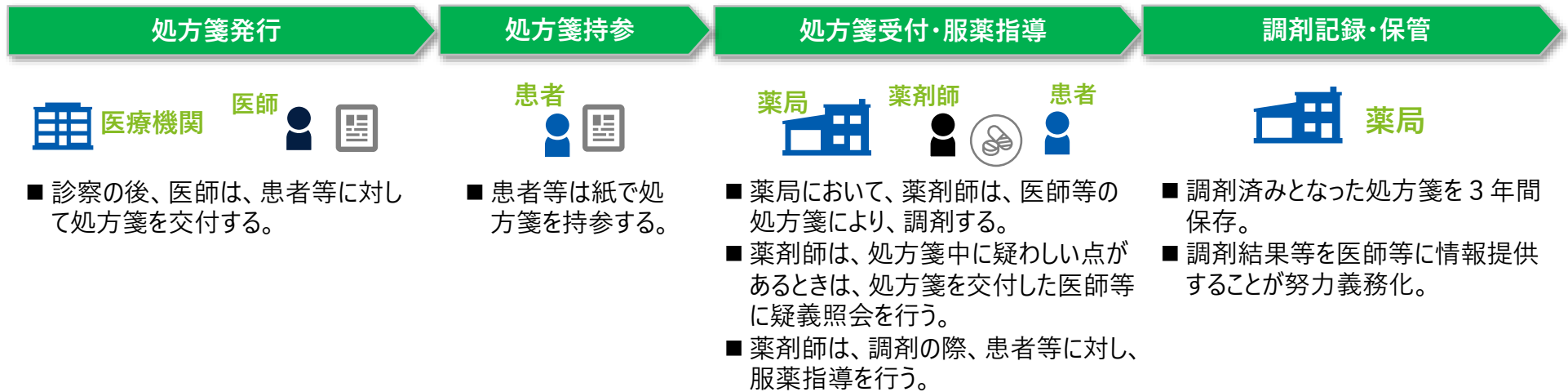
電子処方箋のクラウドサービスのシステム内容

- 令和2年度調査研究事業報告書（参考資料4）
- 報告書を踏まえたシステムの具体的内容

現在の紙の処方箋運用の概要と、電子処方箋の導入による変化

これまでの議論に基づき、紙の処方箋を電子化するとともに、電子処方箋の情報を活用し、処方情報・調剤情報を他の医療機関・薬局で閲覧することを可能とする仕組みも構築することとしている。

紙の処方箋運用の概要



電子処方箋導入による変化

- 電子的に処方箋を交付する。
- 医師は、過去の処方・調剤情報を参照したうえで、処方を実施。

- 持参の必要がなくなる。
- マイナポータル等で自己の処方・調剤情報を閲覧

- 電子処方箋に基づき調剤。
- 薬剤師は、過去の処方・調剤情報を参照したうえで、疑義照会、服薬指導を実施。

- 処方箋は電子的に保存可能。
- 調剤結果等の医師等への情報提供が電子的に可能。

電子処方箋システムを導入することによるメリットについて(考えられる案)

紙の処方箋が無くなることによるメリット

- ・紙の処方箋の偽造や再利用の防止
- ・紙の処方箋の印刷に係るコストの削減
- ・調剤された薬剤を受け取る際に、紙の処方箋の持参が不要になる。
- ・遠隔診療の際、処方箋の原本を電子的に受け取ることが可能となる。
- ・紙の処方箋の保管スペース等を削減できる。

処方内容を電子化することによるメリット

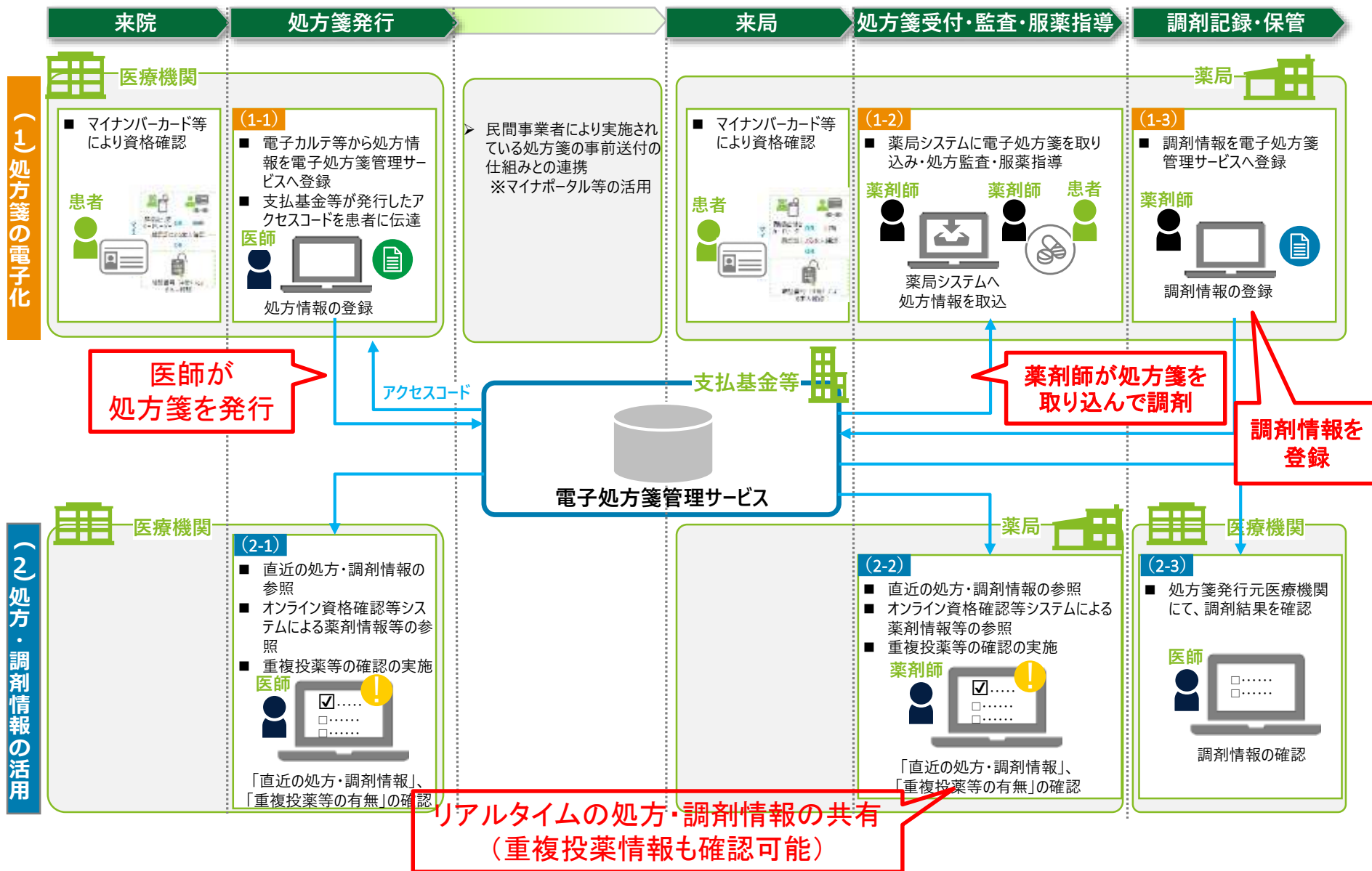
- ・薬局から医療機関への処方内容の照会を反映した調剤結果等の伝達や、先発品から後発品に調剤を変更した際の伝達がより容易になり、医療機関でも患者情報のシステムへの反映が容易になる。
- ・調剤に関する入力等の労務が軽減され、誤入力等が防止される。
- ・処方情報の事前送付をより簡便に行うことができようになり、待ち時間の短縮が期待される。

電子化した処方情報を共有することによるメリット

- ・医療機関と薬局の情報共有が進み、患者にとってより適切な薬学的管理が可能になる。
- ・複数の医療機関・薬局間での情報の共有が進むことで、実効性のある重複投薬防止等が可能となる。
- ・直近の処方情報とともに、オンライン資格確認等システムから入手できる薬剤情報や健診情報等をもとに、より質の高い医療の提供に資することができる。
- ・患者自らが直近の処方情報や過去の薬剤情報をトータルで一元的に確認することができ、服薬情報の履歴を管理できるとともに、必要に応じて医療機関、薬局等から各種のサービスを受けることができる。

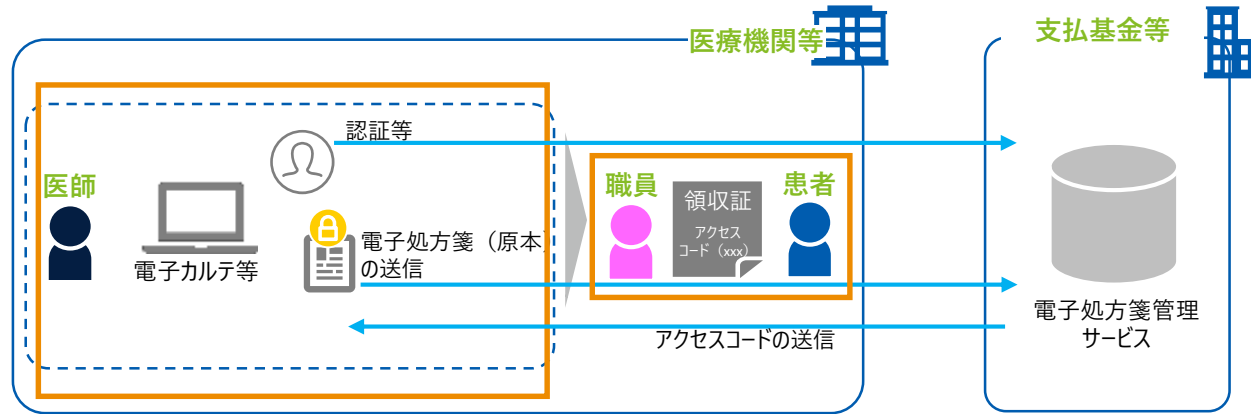
(出典) 電子処方箋の運用ガイドライン(第2版)等により作成

電子処方箋管理サービスの仕組みを踏まえた運用全体像



【医療機関】

(1-1) 処方箋発行（イメージ）



メリット

- 患者が薬局に持参する紙の処方箋が不要になる。
- 紙の処方箋の印刷に要するコストが削減される。
- 処方箋の偽造や再利用を防止できる。
- マイナポータルを活用して処方・調剤情報やレセプトの薬剤情報をトータルで一元的に確認することができる。

- 紙の処方箋にも設けられている備考欄を電子処方箋でも活用して、検査値や病名など、医師が必要と判断した情報が書き込めるようにする。
- 患者はマイナンバーカード（所持していない場合には被保険者証）で資格確認を行う。この際に、直近の処方・調剤情報やレセプトの薬剤情報及び健診情報等の閲覧について本人同意を求める。（マイナンバーカードを有さない場合は本人同意を行うことができず、医療機関は閲覧ができない。）
- 紙の処方箋を希望する患者には紙の処方箋を原本として発行する。（この場合でも、処方箋に記載された情報を管理サービスに送信する。）

【薬局】

(1-2) 処方箋受付（イメージ）

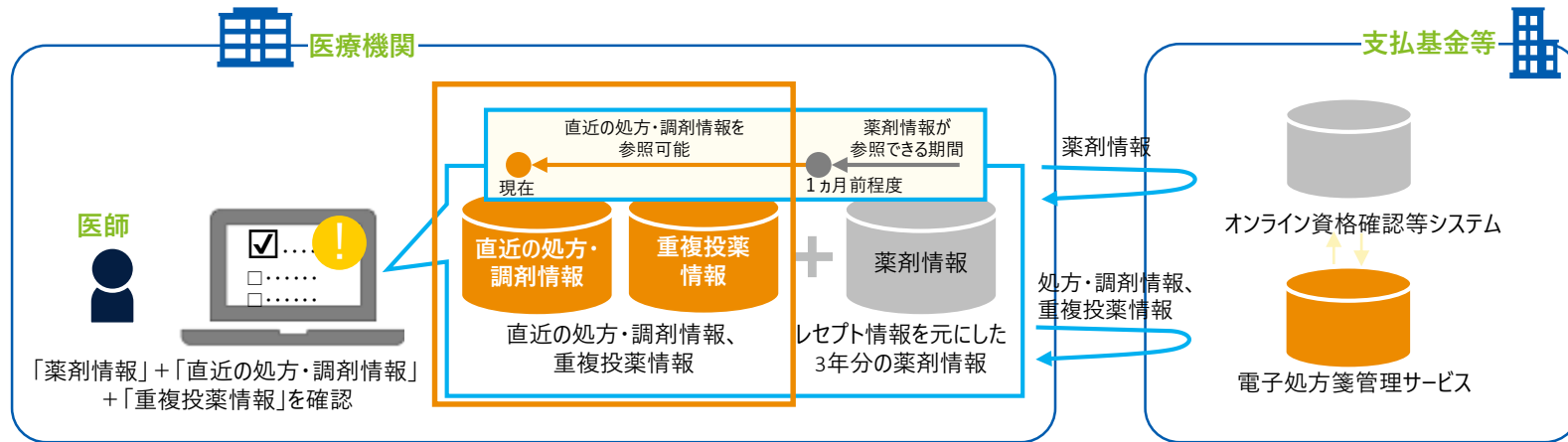


メリット

- 調剤に関する入力等の労務が軽減される。
- 患者はマイナンバーカード（所持していない場合には被保険者証）で資格確認を行う。この際に、直近の処方・調剤情報やレセプトの薬剤情報及び健診情報等の閲覧について本人同意を求める。（マイナンバーカードを有さない場合は本人同意を行うことができず、薬局は閲覧ができない。）
- マイナンバーカードを有さない者は、被保険者証と発行されたアクセスコードにより電子処方箋を受信する。
- アクセスコードを活用することにより、処方箋の事前送付やオンライン服薬指導に対応できるようにする。
- 複数の電子処方箋が発行されている場合、患者が希望する処方箋のみを選択できる仕組みとする
- 紙の処方箋を受け付けた場合には、紙の処方箋を原本として保存する。（この場合でも、調剤結果等を管理サービスに送信する。）

【医療機関】

(2-1) 直近の処方・調剤情報の参照・重複投薬情報（イメージ）



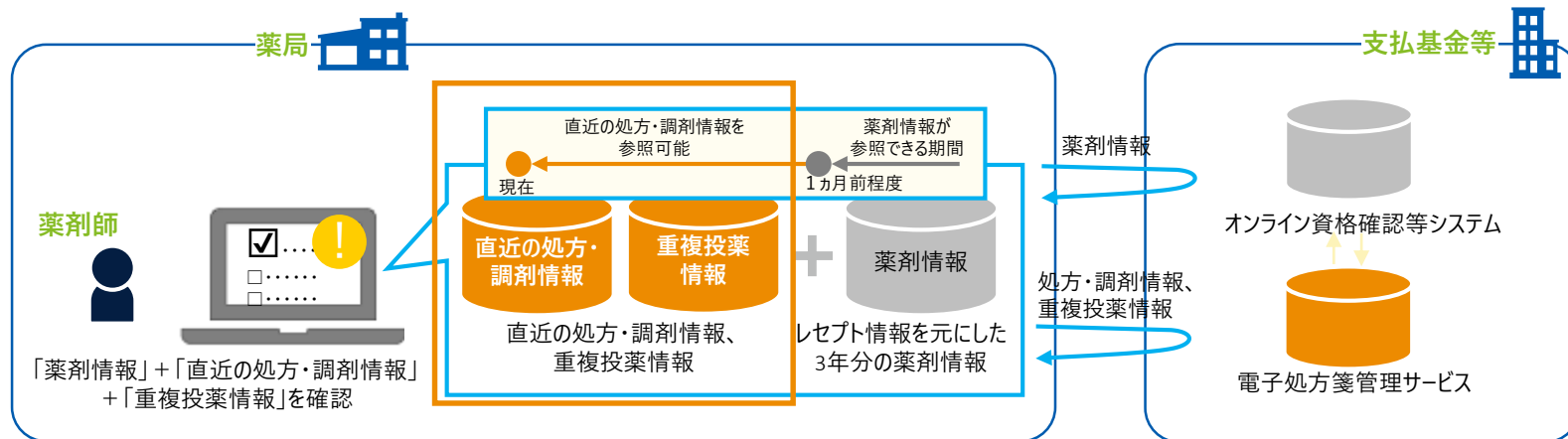
メリット

- 複数の医療機関・薬局間での情報の共有が進むことで、実効性のある重複投薬防止等が可能となる
- 疑義照会や調剤情報の確認等の負担が軽減される
- 直近の処方情報とともに、オンライン資格確認等システムから入手できる薬剤情報等をもとに、より質の高い医療の提供に資することができる。
- 他医療機関・薬局の処方・調剤情報を踏まえ、安全・安心な処方・調剤を受けることができる

- 重複投薬等に関する自動的な確認機能を実装する。
- マイナンバーカードを有さない者など情報の閲覧について同意を得ていない者であっても、重複投薬等に関する何らかのメッセージを受信できるようにする。

【薬局】

(2-2) 直近の処方・調剤情報の参照・重複投薬情報（イメージ）



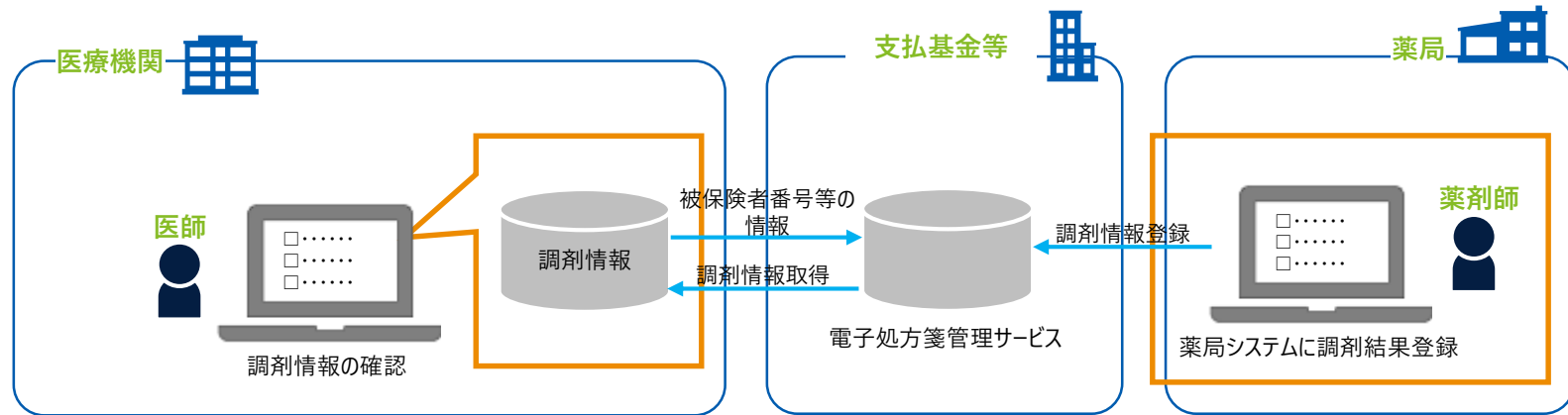
メリット

- 複数の医療機関・薬局間での情報の共有が進むことで、実効性のある重複投薬防止等が可能となる
- 疑義照会や調剤情報の確認等の負担が軽減される
- 直近の処方情報とともに、オンライン資格確認等システムから入手できる薬剤情報等をもとに、より質の高い医療の提供に資することができる。
- 他医療機関・薬局の処方・調剤情報を踏まえ、安全・安心な処方・調剤を受けることができる

- 重複投薬等に関する自動的な確認機能を実装する。
- マイナンバーカードを有さない者など、情報の閲覧について同意を得ていない者であっても、重複投薬等に関する何らかのメッセージを受信できるようにする。（被保険者証で資格確認を行い、紙の処方箋を受け取った場合でも、同様にメッセージを受信できるようにする。）

【医療機関】

(1-3、2-3) 調剤情報の伝達 (イメージ)



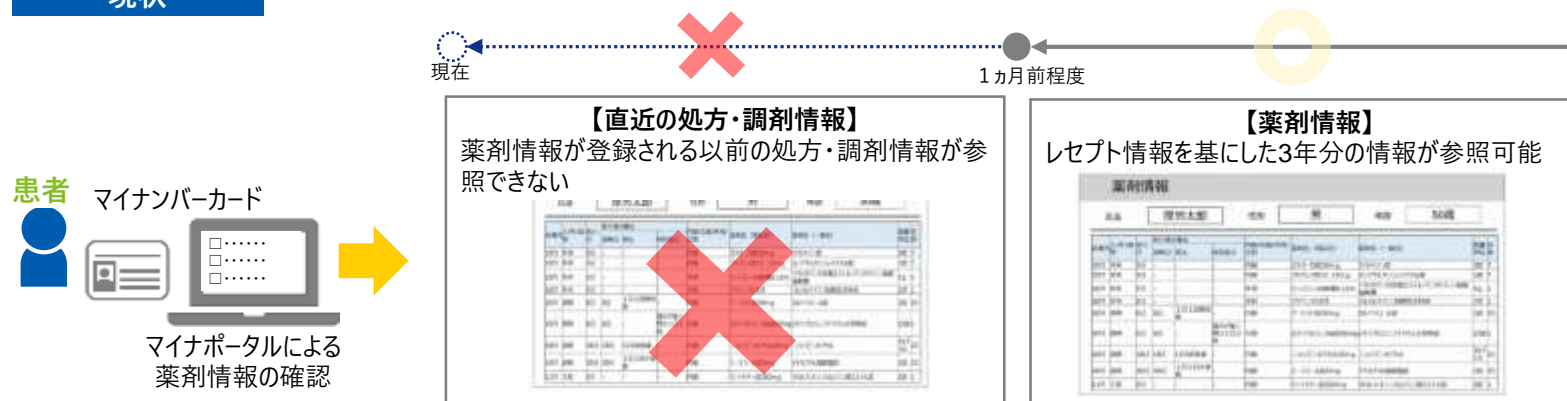
メリット

- 薬局の調剤業務の結果を医療機関に戻すことで、次の処方情報の作成の参考にするという情報の有効利用が可能となる
- 医療機関への処方内容の照会の結果等の伝達や、先発品から後発品に調剤を変更した際の伝達がより容易になる
- 医療機関と薬局の情報共有が進み、患者にとってより適切な薬学的管理が可能になる

- 医療機関や薬局の負担等を踏まえつつ、医療機関に対して処方提案等も送付できる仕組みとする。

【患者】 (3-1) マイナポータルによる処方・調剤情報の参照 (イメージ)

現状



電子処方箋導入



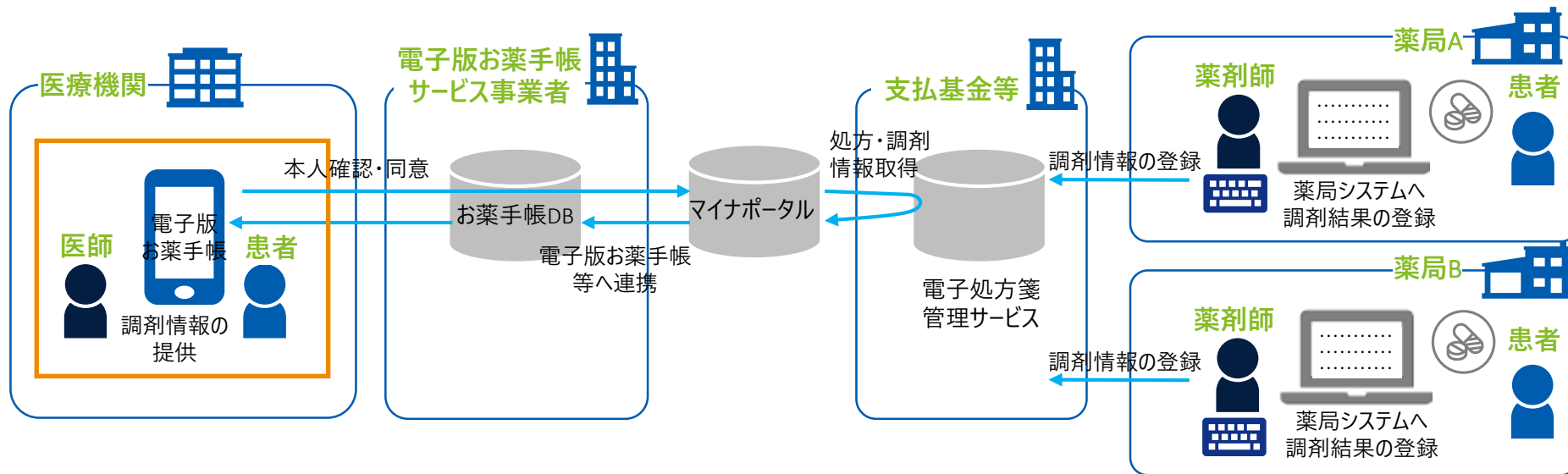
※医療関係者等の意見も聞きながら、連続性がある形で閲覧できるよう、システム上の連携や画面を工夫する

メリット

- 患者自らが実際に調剤された情報を電子的に保存・蓄積し、服薬情報の履歴を管理できる

【患者】

(3-2) 電子版お薬手帳による処方・調剤情報の管理 (イメージ)



メリット

- 直近の調剤情報や過去の薬剤情報をトータルで一元的に確認することができ、必要に応じて医療機関、薬局等から各種のサービスを受けることができる。

今後のスケジュール

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

電子処方箋のスケジュールについて

- 電子処方箋については、骨太2020において、2022年夏を目処に運用を開始することとされていたため、令和2年度第3次補正予算を確保し、運営主体である支払基金においてシステム開発業者の調達手続が進められてきた。
- 7月2日が入札期日であったが、入札がなく、再調達が必要。
- 再調達を行う場合のスケジュールは、当初予定から5ヶ月程度の遅れ。(2022年9月頭の運用開始予定から、2023年1月の運用開始予定に変更。(p.14ご参照)

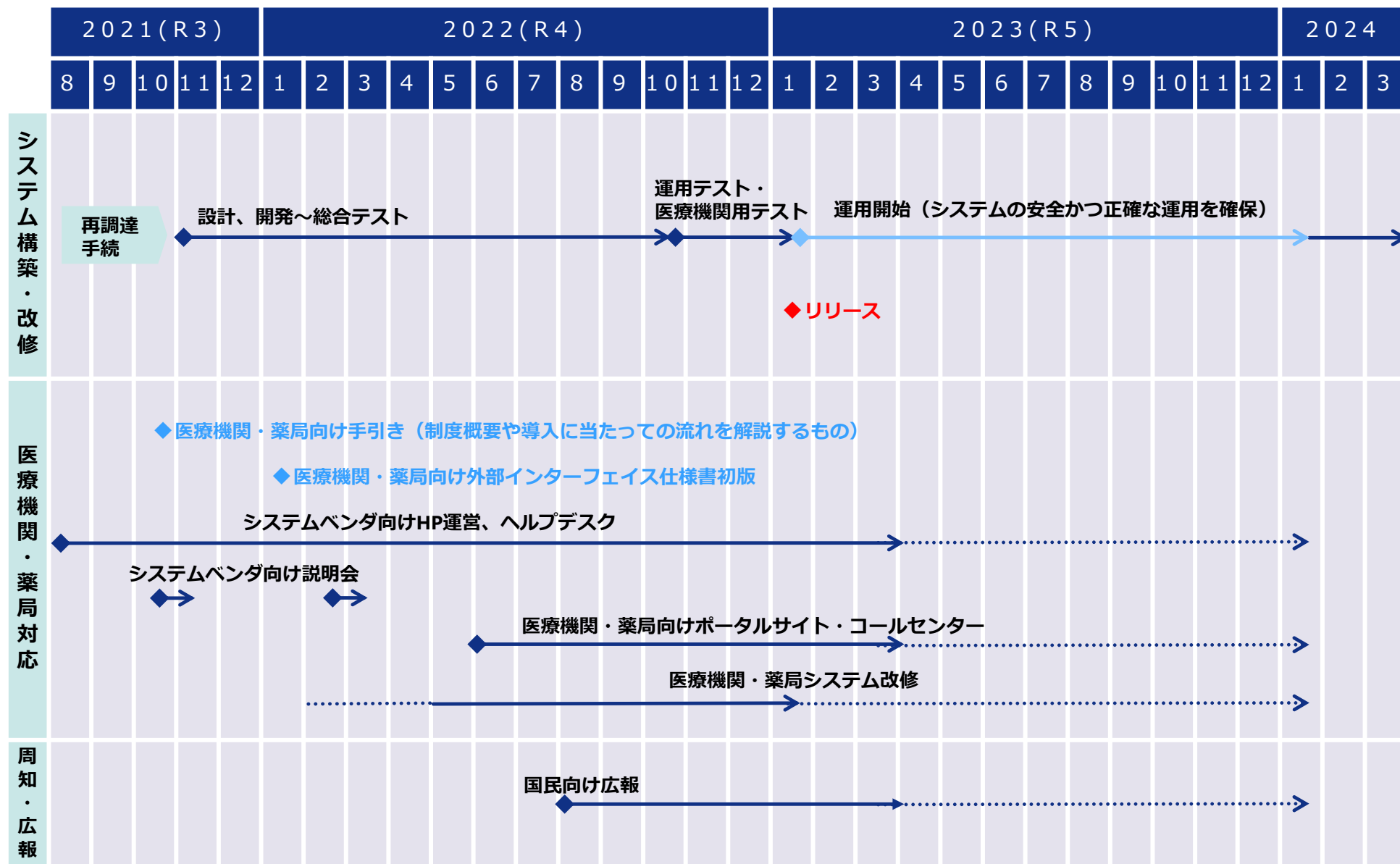
成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）

- ・ オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋の仕組みについて、実施時における検証も含め、安全かつ正確な運用に向けた環境整備を行い、2022年度から運用開始する。

経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）

- ・ 医療・特定健診等の情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みや民間PHRサービスの利活用も含めた自身で閲覧・活用できる仕組みについて、2022年度までに、集中的な取組みを進めることや、医療・介護事業所における情報共有とそのための電子カルテ情報や介護情報の標準化の推進、医療情報の保護と利活用に関する法制度の在り方の検討、画像・検査情報、介護情報を含めた自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みの整備、科学的介護・栄養の取組みの推進、今般の感染症の自宅療養者に確実に医療が全員に提供されるよう医療情報を保健所と医療機関等の間で共有する仕組みの構築（必要な法改正を含め検討）、審査支払機関改革の着実な推進など、データヘルス改革に関する工程表に則り、改革を着実に推進する。

見直し後のスケジュール（案）



3

費用負担

- システム構築のための費用について
- 運営開始後の運営費用について

新たな日常にも対応する処方箋の電子化に向けたシステム構築事業

令和2年度第三次補正予算額案：38億円

【目的】

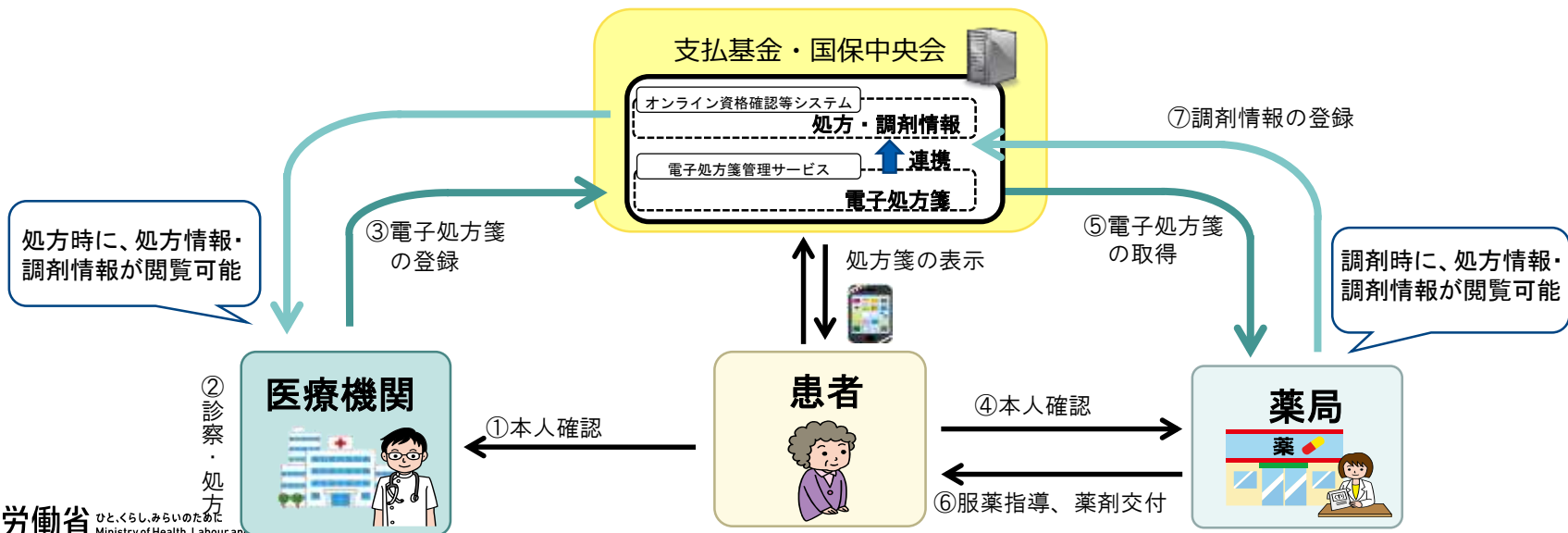
- 経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）において「電子処方箋について、既存の仕組みを効率的に活用しつつ、2022年夏を目途に運用を開始する」とされていることから、早急にシステム開発を検討・実施し、ポストコロナに向けた経済構造転換として社会保障分野のデジタル化を推進することを目的とする。

【事業内容】

(1) オンライン資格確認の基盤を活用し、以下の機能を有する電子処方箋システムを開発する。

- ・医療機関で患者のマイナンバーカードを認証させる等により、その人に紐づく電子処方箋を発行し、薬局において電子処方箋を取得できる機能
- ・調剤した薬剤等の情報を処方箋発行元医療機関にフィードバックする機能
- ・医療機関・薬局での電子処方箋発行時・取得時に、他の医療機関・薬局における処方情報・調剤情報を閲覧できる機能。また重複投薬等を知らせるアラート機能

(2) 全国の医療機関・薬局やそのシステムベンダーに対して、電子処方箋導入のための説明会、周知広報等を実施する。



電子処方箋の仕組みの運用費用の試算と負担者について

- 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が運営主体となり、オンライン資格確認等システムの基盤を活用すること、及び健康・医療・介護情報利活用検討会において整理した機能を実現することを前提に、すべての機能が稼働する令和5年度以降における運用・保守費用を粗く試算したところ、9.8億円との見込み。

< 運営費用の負担の考え方 >

①電子処方箋に期待される効果

- ・調剤を受け取る際に紙の持参が不要等の利便性の向上
- ・処方内容を電子化することによる医療機関や薬局間の迅速な情報伝達が可能となる。
- ・電子化された処方情報をリアルタイムで共有する等により、飲み合わせ確認や服薬指導、重複投薬や併用禁忌の薬剤投与の防止、ポリファーマシー防止（多剤等による有害事象の防止等）等に活用でき、被保険者にとってより適切な薬学的管理が可能となる。



②運営費用の費用負担の考え方

- ・被保険者の利便性が高まるとともに、フリーアクセスが保障された医療保険制度において効果的に重複投薬やポリファーマシー等を防止できるなど、被保険者の適切な受診・服薬、効果的な健康増進等に資する機能を有するもの。
- ・このような機能・効果を前提とすれば、電子処方箋システムは単に処方・調剤事務の効率化にとどまらず、医療保険制度の運営基盤の一つとして被保険者全体が利益を受けるものであり、すべての被保険者が公平に費用を負担する仕組みとしてはどうか。

※加入者1人当たり負担額（月額）は約0.65円

4

電子処方箋の運用開始に当たって必要な法改正事項

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

○ 医師法、歯科医師法、薬剤師法における処方箋関連規定との調整

医師法、歯科医師法において、医師及び歯科医師が患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認められた場合には、患者やその看護に当たっている者に対して処方箋を交付しなければならないと規定されている。今般、新たに検討している電子処方箋の仕組みは、電子処方箋を医師等から支払基金等を介して薬局に伝達するものであるため、医師法等において、医師等が電子処方箋を支払基金等に提供すれば、患者等に交付したものとみなすなどの規定を整備する。

○ 電子処方箋管理業務に係る支払基金等の業務規定の整備

電子処方箋管理業務（処方箋発行医療機関と調剤する薬局間の処方箋の電磁的なやり取りの媒介、処方・調剤情報の医療機関・薬局への共有）について、法律において支払基金等の業務として新たに位置付けるとともに、当該管理業務に係る費用負担や厚生労働省の監督規定（業務方法書の事前認可や事業年度毎の予算等の認可、財務諸表の承認、必要に応じた業務状況等の報告徴収等）を整備する。

○ 個人情報保護法の規定との関係の整理

電子処方箋に含まれる個人情報の第三者提供や要配慮個人情報の取得について、法令上の整理を行う。※個人情報保護委員会と整理中